

## 警察関係法人事務処理要領

平成21年3月26日

務 第 8 2 8 号

警 察 本 部 長

### 警察関係法人事務処理要領の制定について（通達）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）に規定する行政庁の事務又は旧主務官庁の事務のうち、警察本部長が補助執行する国家公安委員会の所管事務に係る事業を行うことを主たる目的とする法人（認定法第2条第3号に規定する公益法人及び整備法第123条第1項に規定する移行法人並びに整備法第42条第2項に規定する特例民法法人）に係る事務処理（整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除く。）の細目として、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 警察関係法人事務処理要領

### 第1 所管課の決定

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）に規定する行政庁の事務又は旧主務官庁の事務のうち国家公安委員会の所管事務に係る事業を行うことを主たる目的とする公益法人（認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下「警察関係公益法人」という。）及び移行法人（整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下「警察関係移行法人」という。）（以下これらを「警察関係法人」という。）に係る事務は、当該法人の行う事業と密接な関連を有する事務を所掌する所属（以下「所管課」という。）において行うものとし、警務部警務課長がこれを決定するものとする。

一部改正〔平成25年第527号〕

### 第2 警察関係公益法人及び警察関係移行法人に係る事務処理

警察関係公益法人及び警察関係移行法人に係る事務は、埼玉県が制定する公益法人認定等事務処理の手引に基づき、処理するものとする。

### 第3 文書の保存

所管課の長は、所管する警察関係法人ごとに、申請書等の受理文書、認可等に係る起案文書等を公益法人関係文書一覧（別表第1）及び移行法人関係文書一覧（別表第2）に示す期間保存するものとする。

一部改正〔平成21年第1868号〕、全部改正〔平成25年第527号〕

### 第4 協議

所管課の長は、埼玉県公益法人認定等審議会へ諮問を行おうとするとき及び同審議会への諮問を要しない処分を行おうとするときは、あらかじめ、警務部警務課長と協議しなければならない。

一部改正〔平成25年第527号〕

### 第5 資料の提出

所管課の長は、警務部警務課長から警察関係法人に係る資料の提出を求められたときは、

速やかに関係資料を提出しなければならない。

一部改正〔平成25年第527号〕

実施日

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

実施日（平成21年7月7日務第1868号）

この通達は、平成21年7月8日から実施する。

実施日（平成25年3月5日務第527号）

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

【別表省略】